

(仮称) 福井市新ごみ処理施設整備・運営事業

実施方針

令和2年12月

福井市

目次

第1 用語の定義.....	1
第2 事業内容に関する事項.....	3
1. 事業名称.....	3
2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類.....	3
3. 公共施設等の管理者.....	3
4. 事業目的.....	3
5. 本施設の概要.....	3
6. 事業方式.....	4
7. 契約の形態.....	4
8. 事業期間.....	4
9. 事業期間終了後の措置.....	4
10. 本事業の対象となる業務範囲.....	4
11. 事業者の収入について.....	6
12. 本市が適用を予定している交付金について.....	6
13. 関係法令等の遵守.....	6
14. 事業スケジュール（予定）.....	6
第3 特定事業の選定に関する事項.....	7
1. 選定基準.....	7
2. 選定方法.....	7
3. 選定結果の公表.....	7
第4 募集及び選定に関する事項.....	8
1. 事業者の募集及び選定方法.....	8
2. 募集及び選定の手順.....	8
3. 参加資格要件.....	9
4. 応募者の審査及び落札者の選定.....	12
5. 落札後の手続き.....	12
第5 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	13
1. 想定されるサービスの水準・仕様.....	13
2. 想定されるリスクの分担.....	13
3. 本市による事業の実施状況の監視.....	13
第6 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	14
1. 敷地面積及び配置.....	14
2. 土地利用規制.....	14
第7 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	15
1. 係争事由に係る基本的な考え方.....	15
2. 管轄裁判所.....	15

第8 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	16
1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	16
2. 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	16
3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	16
4. その他	16
第9 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	17
第10 その他特定事業の実施に関し必要な事項	18
1. 議会の議決	18
2. 情報提供	18
3. 応募に伴う費用負担	18
4. 本実施方針に関する担当部署	18
実施方針添付資料-1 事業実施場所	19
実施方針添付資料-2 事業実施区域	19
実施方針添付資料-3 事業スキーム図（例）	20
実施方針添付資料-4 業務範囲分担表	21
実施方針添付資料-5 事業範囲（イメージ図）	24
実施方針添付資料-6 リスク分担（案）	25

第1 用語の定義

(仮称) 福井市新ごみ処理施設整備・運営事業実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

No.	用語	定義
1	本市	福井県福井市をいう。
2	本事業	(仮称) 福井市新ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
3	エネルギー回収型廃棄物処理施設	(仮称) 福井市新ごみ処理施設整備・運営事業の内、エネルギー回収型処理施設をいい、工場棟、計量棟、洗車場、給油場、余熱利用設備、構内通路、植栽、門扉等の事業実施区域内の設備、建築物及びその他附帯設備を含めていう。
4	本施設	エネルギー回収型廃棄物処理施設をいう。
5	焼却ストーカ方式	エネルギー回収型廃棄物処理施設の処理方式で、ごみを可動する火格子上で移動させながら、火格子下部から空気を送入し、燃焼させる焼却方式をいう。
6	工場棟	エネルギー回収型廃棄物処理施設の建屋及びプラント等をいう。
7	プラント	本施設のうち、焼却処理に必要な全ての設備(機械設備、電気設備及び計装設備等)を総称していう。
8	建築物等	本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
9	DBO方式	Design(設計)、Build(建設)、Operate(運営)を民間事業者に一括して委ねる事業手法をいう。
10	事業者	本市と本事業の基本契約を締結する者をいう。落札者の構成企業及び本施設の運営を行う者で構成される。
11	建設事業者	本市と建設工事請負契約を締結する者で、本施設の設計・建設を担当する者をいう。
12	運営事業者	本市と運営・維持管理業務委託契約を締結する者で、本施設の運営・維持管理を担当する特別目的会社をいう。
13	建設JV	本施設の建設業務について、一定の要件を満たす企業によって設立する共同企業体をいう。本施設のプラントの設計及び建設を行う者が代表となる共同企業体(自主結成)とし、本施設のプラントの設計及び建設、建築物等の設計並びに建築物等の建設を行う者以外の者は参画することは出来ない。
14	特別目的会社	本施設の運営業務の実施のみを目的として設立される株式会社(SPC)をいう。
15	応募者	本事業の入札手続きに参加する企業又は企業グループをいう。
16	代表企業	入札手続きにおいて応募者の代表を務め、運営事業者に出資を行う企業をいう。
17	協力企業	応募者中、建設業務又は運営業務を担当する企業のうち、運営事業者に出資を行わない企業をいう。
18	構成企業	建設業務又は運営業務を担当する企業のうち、運営事業者に出資を行う企業をいう。
19	落札者	応募者の中から本事業を実施する者として、本市が選定する者をいう。
20	特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の総称をいう。
21	交付金	循環型社会形成推進交付金をいう。
22	廃掃法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)をいう。

No.	用語	定 義
23	事業実施区域	本事業を実施する区域をいう。
24	入札説明書等	本事業の入札公告に際して公表する入札説明書、要求水準書、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営・維持管理業務委託契約書（案）、落札者選定基準書等の書類をいう。
25	基本協定	事業者の選定後、本事業開始のための準備行為等に関する基本的事項等について、本市と落札者の間で締結される協定をいう。
26	基本契約	事業者の本事業を発注するための基本的事項について、本市と落札者で締結する契約をいう。
27	建設工事請負契約	本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。
28	運営・維持管理業務委託契約	本事業の運営の実施のために、基本契約に基づき、本市と運営事業者が締結する契約をいう。
29	建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
30	運營業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
31	要求水準書	事業者に対し要求する必要最小限の業務の範囲、実施条件、業務内容等の水準を示したものをいう。
32	要求水準書 建設業務編	本事業における建設業務に係る要求水準書をいう。
33	要求水準書 運営・維持管理業務 編	本事業における運營業務に係る要求水準書をいう。
34	要求水準	要求水準書等に規定される、本施設が備えるべき性能及び機能等をいう。
35	特定事業	PFI等事業で実施する事業をいう。

第2 事業内容に関する事項

1. 事業名称

(仮称) 福井市新ごみ処理施設整備・運営事業

2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名称 エネルギー回収型廃棄物処理施設
種類 一般廃棄物中間処理施設

3. 公共施設等の管理者

福井市長 東村 新一

4. 事業目的

福井市クリーンセンターは、平成3年4月の稼働以来、これまで老朽化に伴う設備等の改修や修繕、また長寿命化のための大規模改修工事等を行ってきたが、令和7年度には耐用年数を迎える。そのため、本市におけるごみの適正処理を維持する必要があることから、令和8年度稼働に向けた新たなごみ処理施設の整備が必要となった。

新ごみ処理施設の整備にあたっては、焼却により発生する熱の有効活用（発電、余熱利用、再資源化等）等を図り、安定的なごみ処理の継続の確保及び防災拠点としての整備を目指すことになった。

新ごみ処理施設においては、高性能、最新鋭のごみ処理施設とすることはもちろん、建設予定地の立地条件、環境との調和、公害の防止、安全性及び機能性を考慮し、かつ維持管理の容易な施設の建設を図るものである。

5. 本施設の概要

本施設の概要を表1に示す。

表1 本施設の概要

名称：(仮称) 新ごみ処理施設	
建設予定地：福井県福井市寮町50字外 (P19 実施方針添付資料-1 事業実施場所 を参照)	
事業実施区域面積：敷地面積約2.4 ha (現施設敷地面積約0.52ha含む) 現施設敷地の西側隣接地を造成 (別発注) (P19 実施方針添付資料-2 事業実施区域 を参照)	
工場棟	1) 処理方式：焼却ストーカ方式 2) 施設規模：265 t/日 (132.5 t/日×2炉 1日あたり24時間) 5.5t/5h (可燃性粗大ごみ破碎機) 3) 処理対象物 ア 可燃ごみ イ 可燃性粗大ごみ ウ 災害廃棄物 (緊急時) 4) 発電設備：設置あり
関連施設	管理棟、計量棟、洗車場、余熱利用設備、駐車場、給油場、構内通路、植栽、門扉等

6. 事業方式

本事業における施設の整備・運営はDB0方式により実施する。

落札者として選定された事業者は、建設事業者として本施設の建設業務を行う。

さらに、落札者は、特別目的会社を設立する。当該特別目的会社は20年間の運営期間にわたって、本施設の運営業務を実施する。

7. 契約の形態

1) 本市は、落札者の選定後、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等に係る基本協定を落札者と締結する。

2) 本市は、基本協定に基づき、落札者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。

3) 本市は、基本契約に基づき、建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。建設事業者は、「第4 3. 参加資格要件」に示す各要件を満たす建設JV、企業グループ又は企業とする。

4) 本市は、基本契約に基づき、運営事業者と本事業に係る運営・維持管理業務委託契約を締結する。

5) 特定事業契約の締結主体を「P20 実施方針添付資料-3 事業スキーム図(例)」に示す。

8. 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

1) 設計・建設期間 : 事業契約締結日から令和8年3月まで

2) 運営期間 : 令和8年4月から令和28年3月まで(20年間)

9. 事業期間終了後の措置

本施設では、供用開始後35年以上の使用を前提として建設業務及び運営業務を行うこととする。

本市及び事業者は、本施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後15年目(令和22年4月以降)から、本市及び事業者は協議を開始する。

10. 本事業の対象となる業務範囲

事業者が行う本事業の範囲は次のとおりとする。(「P21 実施方針添付資料-4 業務範囲分担表」及び「P24 実施方針添付資料-5 事業範囲(イメージ図)」参照)また、各項目の詳細については「(仮称)福井市新ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書(案) 設計・建設業務編及び運営・維持管理業務編」に示すとおりとする。

1) 事業者が行う業務

① 本施設の設計に関する業務

ア 本施設の設計

イ 既存管理棟改修の設計

- ウ 本市が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- エ 本市の交付金申請支援
- オ 本市のその他許認可申請支援
- カ 本施設の設計のセルフモニタリング
- ② 本施設の建設に関する業務
 - ア 本施設の建設
 - イ 既存管理棟の改修
 - ウ 建設工事に係る許認可申請等
 - エ 本市の交付金申請支援
 - オ 周辺住民等対応業務
 - カ 本施設の建設のセルフモニタリング
- ③ 本施設の運営に関する業務
 - ア 受付業務
 - イ 運転管理業務（焼却飛灰の安定化処理、残渣の貯留及び引渡しまでは事業者の業務範囲。）
 - ウ 維持管理業務
 - エ 情報管理業務
 - オ 環境管理業務
 - カ 防災管理業務
 - キ 保安・清掃業務
 - ク 周辺住民等対応業務
 - ケ 運営のセルフモニタリング
 - コ その他これらに付帯する業務

2) 本市が行う業務

- ① 本施設の設計に関する業務
 - ア 用地の確保
 - イ 住民対応
 - ウ 本施設の交付金申請手続
 - エ 本施設のその他許認可申請手続
 - オ 本施設の設計モニタリング
 - カ その他これらを実施する上で必要な業務
- ② 本施設の建設に関する業務
 - ア 住民対応
 - イ 用地の造成
 - ウ 本施設の交付金申請手続
 - エ 本施設の建設モニタリング
 - オ その他これらを実施する上で必要な業務
- ③ 本施設の運営に関する業務
 - ア 住民対応
 - イ 運営モニタリング
 - ウ 本施設への一般廃棄物等の搬入
 - エ 残渣運搬・最終処分業務
 - オ 売電に関する契約業務
 - カ 資源物の売却に関する契約業務
 - キ 既存管理棟の運営・維持管理業務
 - ク その他これらを実施する上で必要な業務

11. 事業者の収入について

本事業における事業者の収入は次のとおりとし、詳細は入札説明書において示す。

1) 本施設の建設業務に係る対価

本市は、本施設の建設業務の対価として、施設整備費を建設事業者に支払う。

2) 本施設の運営業務に係る対価

本市は、本施設の運営業務の対価として、運営業務費を運営事業者に支払う。

ただし、売電収入は本市へ帰属し、運営事業者に対して一部インセンティブを付与する予定である。

12. 本市が適用を予定している交付金について

本市は、本事業の実施に関して、循環型社会形成推進交付金の適用を予定している。

交付金の申請等の手続は本市において行うが、建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

13. 関係法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃掃法をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

14. 事業スケジュール（予定）

①落札者の決定	令和4年1月下旬
②基本協定締結	令和4年2月上旬
③仮契約の締結	令和4年2月中旬
④契約議案の本市議会議決	令和4年3月下旬
⑤本施設の設計・建設	事業契約締結日～令和8年3月
⑥本施設の運営	令和8年4月～令和28年3月（20年間）

第3 特定事業の選定に関する事項

1. 選定基準

本事業をDB0方式で実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担の軽減を期待できる場合又は本市の財政負担が同一水準にある場合において、公共サービスの水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。

2. 選定方法

本市の財政見込額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出した上で、現在価値評価に換算することにより評価を行う。なお、定量化が困難な場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

3. 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と併せて公表する。
なお、特定事業として選定しない場合においても、同様に公表する。

第4 募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、入札手続きに参加する応募者が、本事業の入札公告に際して配布する入札説明書等に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点等から本市の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を選定する。なお、落札者の選定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価一般競争入札方式により行うことを予定している。

2. 募集及び選定の手順

1) 募集及び選定スケジュール（予定）

募集及び選定スケジュールは次のとおり予定している。

内 容	日 程
① 実施方針等の公表	令和2年12月25日
② 実施方針等に関する質問・意見の受付期限	令和3年1月22日
③ 実施方針等に関する質問への回答	令和3年2月中旬
④ 特定事業の選定の公表	令和3年6月下旬
⑤ 入札公告及び入札説明書等の公表	令和3年7月上旬
⑥ 入札説明書等（参加資格関係）に関する質問受付期限	令和3年7月中旬
⑦ 入札説明書等（その他）に関する質問受付期限	令和3年7月下旬
⑧ 参加資格関係に関する質問回答の公表	令和3年7月下旬
⑨ その他に関する質問回答の公表	令和3年8月中旬
⑩ 入札参加資格審査書類受付期限	令和3年8月中旬
⑪ 入札参加資格審査結果通知	令和3年8月下旬
⑫ 質問回答及び提案事項に関する確認事項の受付期限	令和3年8月下旬
⑬ 対面的対話	令和3年9月上旬
⑭ 対面的対話の回答公表	令和3年9月中旬
⑮ 事業提案書の受付期限	令和3年11月中旬
⑯ 落札者の決定及び公表	令和4年1月下旬
⑰ 基本協定締結	令和4年2月上旬
⑱ 特定事業契約仮契約締結	令和4年2月中旬
⑲ 特定事業契約本契約	令和4年3月下旬

2) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等についての質問・意見は以下のとおり受付を行う。また、質問・意見書を提出した者に対しては個別にヒアリングを行う場合があり、その場合の日時・場所等は個別に通知する。

① 受付期間

実施方針等公表日から令和3年1月22日（金）午後5時までとする。

② 提出方法

実施方針等と同時に本市ホームページに公表する別添様式（Microsoft Excel 形式）に記入の上、そのファイルをE-mail に添付し送付する。

ア 送付先

福井市 市民生活部 環境事務所 新クリーンセンター準備課
（電子メール） n-clean@city.fukui.lg.jp

イ タイトル

「（提出者名）－（仮称）福井市新ごみ処理施設整備・運営事業実施方針等に関する質問・意見」

ウ 到達の確認方法

質問・意見書を提出した者に対して、本市が到達確認メールを返信する。

3) 入札公告（入札説明書等の公表）

本市は、実施方針等に関する質問・意見を踏まえ、令和3年7月上旬に入札公告を行う。併せて入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）、落札者選定基準書及び様式集を公表する。

3. 参加資格要件

1) 応募者の構成等

応募者の構成については、以下に示す規定とする。なお、応募者の構成に当たっては、本市内の住民を対象とした雇用に配慮するとともに、本市内に本店がある事業者を積極的に活用すること。

- ① 応募者は、「2）応募者等の参加資格要件」を満たす建設業務、運營業務を実施する者で構成する。
- ② 応募者の中から「2）②ア 本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者の要件」をすべて満たす1社を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ③ 応募者を構成するメンバーの変更は認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 応募者を構成するメンバーは、他の応募者を構成するメンバーとなることはできない。

2) 応募者等の参加資格要件

入札に参加することができる者は、市長が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者で、次の①共通の参加資格要件及び②本事業の参加資格要件に掲げる条件をすべて満たし、かつ市長による本事業に係る入札参加資格の確認を受けた者とする。

① 共通の参加資格要件

- ア 入札参加資格確認申請書を提出する時点において、本市の競争入札参加資格について当該入札に必要な資格を有すると決定されている者であること。
- イ 入札参加資格確認申請書を提出する時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後に、本市が別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）。その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。
- ウ 入札参加資格確認申請書を提出する時点において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 入札参加資格確認申請書を提出する時点において、福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止又は指名除外の期間中でないこと。
- オ 役員（役員として登記又は届出はされていないが、事実上経営に参画している

者を含む。)が、暴力的組織(計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織)、又はその構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められる者でないこと(応募者が企業グループの場合は、構成するメンバーの全て)。

カ 入札参加資格確認申請書を提出する時点において、当該入札に参加しようとする他の者(応募者が企業グループの場合は、構成するメンバーの全て)との間に、次のいずれかに該当する関係がない者であること(応募者が企業グループの場合は、構成するメンバーの全て)。

(ア) 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)の関係(個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。)

(イ) 親会社(個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。)を同じくする子会社同士の関係

(ウ) 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

(エ) 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の管財人(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。)を現に兼ねている関係

キ 当該入札において、事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に規定する組合又は団体をいう。)として参加する場合は、その組合員又は会員でないこと。

ク 条件付き一般競争入札に付する工事に主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)又は監理技術者(同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)を適切に配置できる者であること。

ケ 本市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者

・福井市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る発注者支援業務 受託者
株式会社エックス都市研究所
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

② 本事業の各業務を行う者の要件

本事業の各業務を行う者の要件は以下に示すとおりである。

ア 本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者の要件

建設事業者のうち本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う企業で、少なくとも1社が以下の要件を全て満たす企業であること。

(ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。

(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。

(ウ) 入札参加資格確認申請書を提出する時点において、本市の競争入札参加資格について清掃施設工事の登載者であること。

(エ) 以下に示す要件をすべて満たす廃掃法施行令第5条に規定する一般廃棄物処理施設を地方公共団体(一部事務組合を含む)から元請(単独又は

JV) で受注した実績 (竣工したものに限り)。

- a) ボイラー・タービン式発電設備を有する施設
- b) 施設規模が、1 炉あたり100t/日以上2 炉構成以上である施設
- c) 平成14年12月以降に竣工した施設
- d) 連続運転式一般廃棄物焼却施設 (処理方式は、「焼却ストーカ方式」に限る。)

(オ) 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第26条第2項における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、廃掃法施行令第5条に規定する一般廃棄物処理施設を地方公共団体 (一部事務組合を含む) から元請 (単独又はJV) で受注した施設の建設に監理技術者として従事した経験を有する者を本工事の監理技術者として専任で配置できること。

イ 本施設の建築物等の建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の建築物等の建設を行う企業で、構成企業又は協力企業とし、少なくとも1社が以下の要件を全て満たす企業であること。

- (ア) 入札参加資格確認申請書を提出する時点において、本市の競争入札参加資格について建築一式工事の登載者であること。
- (イ) 建設業法第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。
- (ウ) 福井市内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (エ) 廃掃法施行令第5条に規定する一般廃棄物処理施設を地方公共団体 (一部事務組合を含む) から元請 (JV) で受注した実績 (竣工したものに限り) を有すること。

ウ 本施設の運営を行う者の要件

運営事業者から委託を受け本施設の運営業務を行う企業で、少なくとも主たる業務を担う1社は構成企業とし、以下の要件を全て満たす企業であること。

- (ア) 以下に示す要件をすべて満たす廃掃法施行令第5条に規定する一般廃棄物処理施設を地方公共団体 (一部事務組合を含む) から元請 (特別目的会社から直接受託したものを含む。) で受注し、1年以上の運営実績を1件以上有すること。
 - a) ボイラー・タービン式発電設備を有する施設
 - b) 施設規模が、1 炉あたり100t/日以上2 炉構成以上である施設
 - c) 連続運転式一般廃棄物焼却施設
- (イ) 廃棄物処理施設技術管理者 (ごみ処理施設) の資格を有し、連続運転式一般廃棄物焼却施設 (1年以上の稼働及び1系列あたり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る。) の現場総括責任者 (施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者。) としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後2年間以上配置できること。
- (ウ) 本施設の運営にあたり、事業者の責務を達成するために(ア)に示した要件を満たす施設において、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者として1年以上の経験を有する技術者を本施設に必要なボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者として2年間以上配置できること。
- (エ) その他必要な資格者を配置できること。

③ 参加資格の確認

ア 入札参加資格確認基準日は入札参加資格確認申請書受付期限日とする。

イ 落札者選定日までの間に応募者を構成するメンバーが入札参加資格要件を欠い

た場合、本市は当該応募者を落札者選定のための審査対象から除外する。

ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。

ウ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に応募者を構成するメンバーが入札参加資格要件を欠いた場合、本市は応募者の落札者決定を取り消す。

ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。

なお、本市は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

4. 応募者の審査及び落札者の選定

1) 審査機関

本市は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、本市が設置した福井市新ごみ処理施設PFI等選定委員会において審査を実施する。

2) 審査の手順及び方法

① 入札参加資格審査

入札参加資格審査にあたっては、入札参加資格確認申請書について審査を行い、入札参加資格要件の具備を確認する。

② 事業提案審査

事業提案審査にあたっては、あらかじめ設定した審査事項に従って、審査機関において事業提案書類の審査を総合評価の方法により行い、優秀提案を選定する。

③ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する落札者選定基準書に示すとおりとする。

④ 審査結果

審査の結果については、各応募者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を本市ホームページに掲載する

5. 落札後の手続き

1) 基本協定の締結

本市と落札者は落札者決定後速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務、特別目的会社の設立等について規定した基本協定を締結する。

2) 特別目的会社の設立

落札者決定後、落札者は、特別目的会社を速やかに設立しなければならない。

なお、特別目的会社は次の要件をすべて満たさなければならない。

① 特別目的会社の本店は福井市内に所在すること。

② 応募者のうち、代表企業及び本施設の運営を行う者は特別目的会社に出資を行う。

なお、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。

③ 特別目的会社の定款において、会社法第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出すること。

④ 特別目的会社の株主は、本市の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

3) 契約内容に関する協議

本市と落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。

第5 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 想定されるサービスの水準・仕様

事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の入札説明書等に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、建設業務及び運営業務を行うものとする。

2. 想定されるリスクの分担

1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。建設業務、運営業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本市がリスクを負うこととする。

2) 想定されるリスクの分担

本市と事業者のリスク分担は、原則として「P25 実施方針添付資料-6 リスク分担（案）」によるものとする。なお、その詳細については、入札説明書等において示す。

3. 本市による事業の実施状況の監視

本市は、事業者が実施する本施設の設計・建設及び運営段階におけるすべての業務について、監視を行う。監視の方法、内容等については、入札説明書等に定める。

また、事業者の提供する施設の建設業務及び運営業務に係るサービスが十分に達せられない場合、本市は、事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

第6 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 敷地面積及び配置

事業実施区域約2.4 ha（既存施設の敷地約0.52ha含む）

現施設敷地の西側隣接地を造成（別発注）

（「P19 実施方針添付資料-2 事業実施区域」参照）

2. 土地利用規制

- | | |
|-------------------------|--|
| 1) 都市計画区域 | : 都市計画区域内 市街化調整区域 |
| 2) 用途地域 | : 指定なし |
| 3) 都市計画決定 | : ごみ焼却場として都市計画決定予定 |
| 4) 防火地域 | : 指定なし |
| 5) 高さ制限 | : 道路斜線（ $\angle 1.5$ ）、隣地斜線（ $20m + \angle 1.25$ ） |
| 6) 日影規制 | : なし |
| 7) 建ぺい率 | : 60%以下（既存施設建築面積を控除する） |
| 8) 容積率 | : 200%以下（既存施設延床面積を控除する） |
| 9) その他該当法令 | |
| ① 土砂災害防止法 | |
| ② 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | |
| ③ 文化財保護法 | |
| ④ 福井県建築基準条例 | |

第7 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従う。

2. 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、福井地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第8 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合
 - 1) 事業者が実施する本事業の業務内容について、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。
 - 2) 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、事業契約を解除することができる。
 - 3) 前2号の規定により本市が事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合
 - 1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
 - 2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合
不可抗力、その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。
 - 1) 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、本市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運営・維持管理業務委託契約についても解除することができる。
 - 2) 運営期間においては、本市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運営・維持管理業務委託契約を解除することができる。
 - 3) 上記1)又は2)により、建設工事請負契約又は運営・維持管理業務委託契約のいずれかが解除された場合に、本市は相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、基本契約を解除することができる。

4. その他
その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第9 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に規定する法制上及び税制上の優遇措置等並びに財政上及び金融上の支援等はない。

第10 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

本市は、建設工事請負契約の締結にあたっては、予め議会の議決を経るものとする。

2. 情報提供

情報提供は、適宜、本市のホームページで行う。

3. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

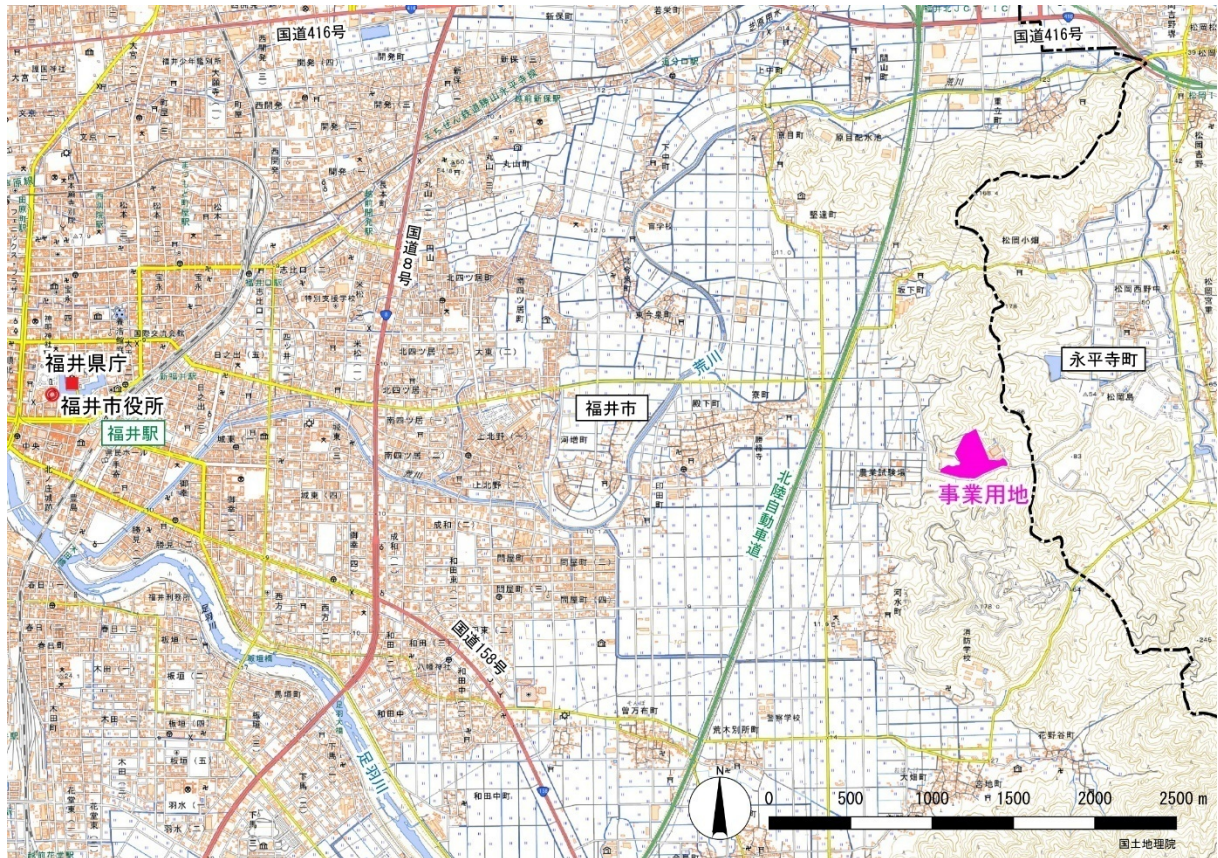
4. 本実施方針に関する担当部署

福井市 市民生活部 環境事務所 新クリーンセンター準備課

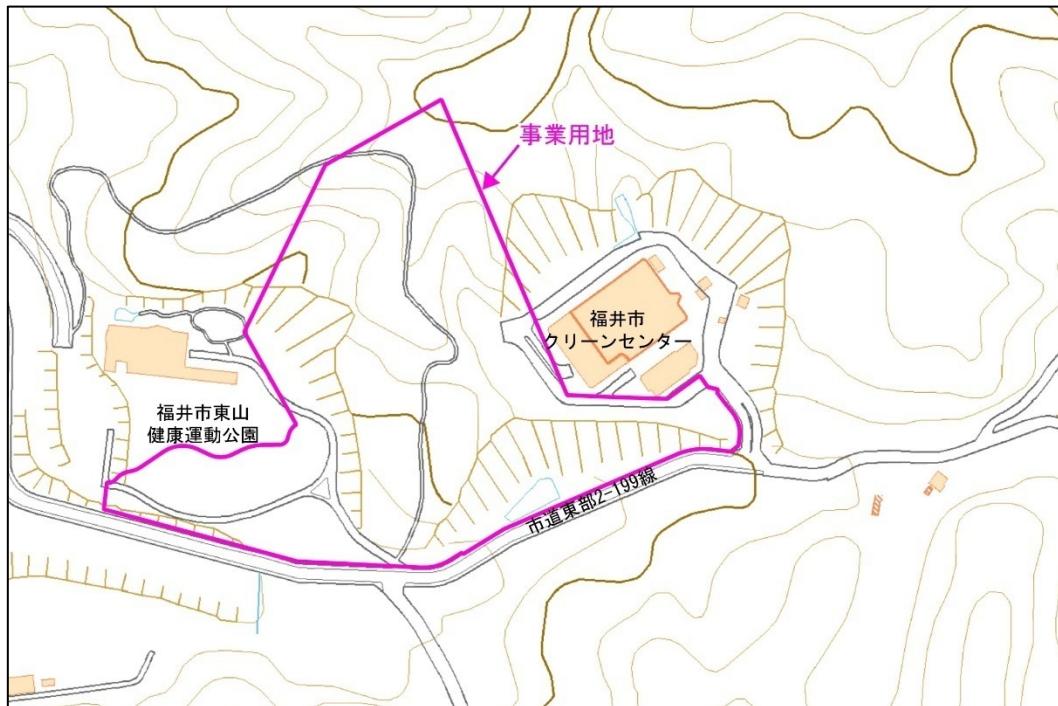
〒910-8511 福井県福井市大手3丁目10番1号

(電子メール) n-clean@city.fukui.lg.jp

実施方針添付資料-1 事業実施場所

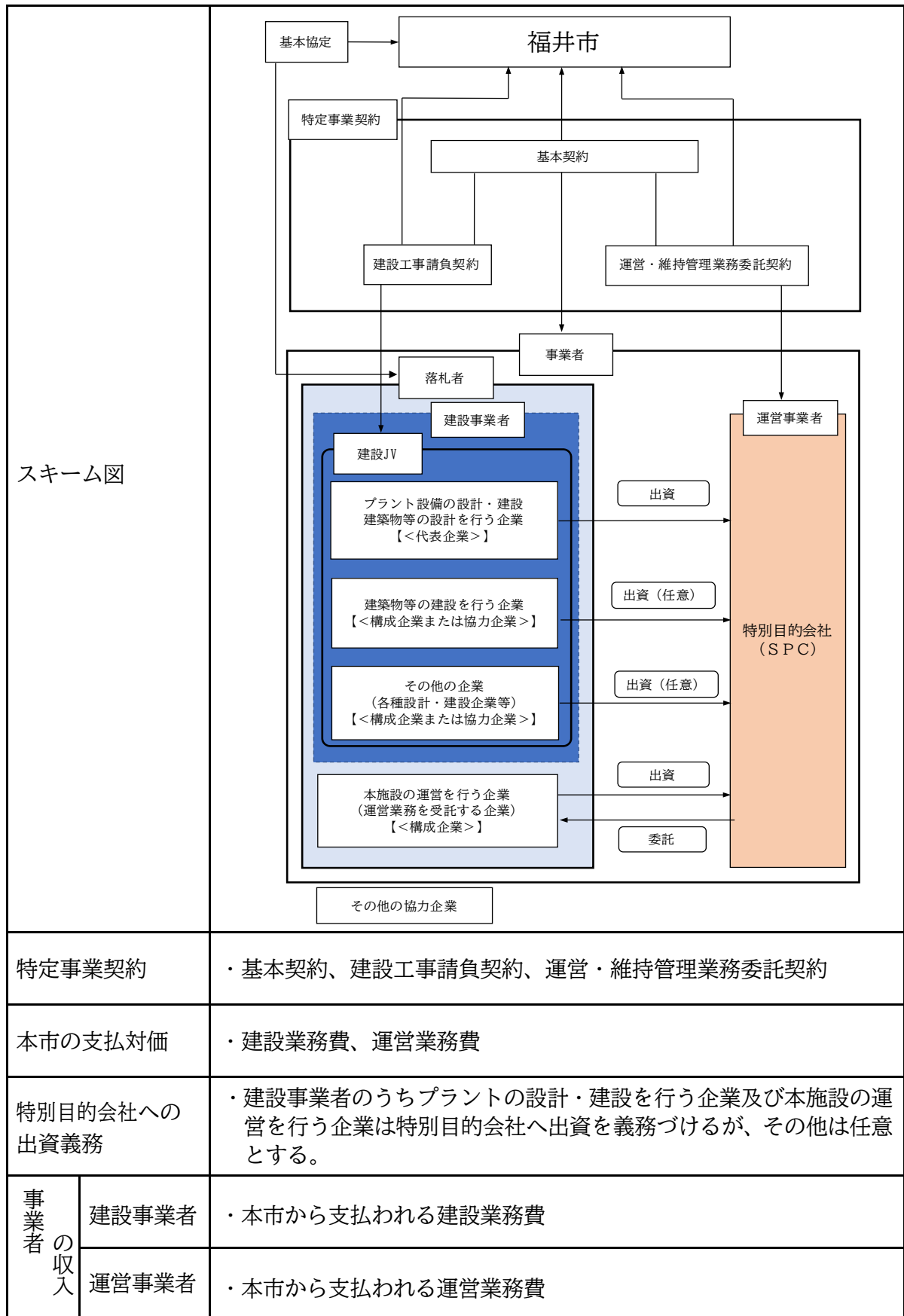


実施方針添付資料-2 事業実施区域



出典：電子国土基本図（国土地理院ホームページ）

実施方針添付資料-3 事業スキーム図（例）



実施方針添付資料-4 業務範囲分担表

(○：主、▲：副)

業務区分	業務内容	本市	事業者	備考
計画管理	・施設整備全体に関する計画、管理	○		
	・一般廃棄物処理基本計画	○		
	・一般廃棄物処理実施計画	○		
	・施設への搬入計画	○		
用地取得	・用地の確保	○		
施設整備に係る許認可手続	・廃掃法に基づく設置届	○	▲	副は図書類の作成を行う。
	・交付金申請書	○	▲	副は図書類の作成を行う。
	・開発関係	○	▲	副は図書類の作成を行う。
設計	・工事に係る許認可手続き	▲	○	副は必要に応じて連絡等の作業補助を行う。
	・実施設計(既存の管理棟の改修含む)	▲	○	副は設計監理を行う。
建設	・工事に係る許認可手続き	▲	○	副は必要に応じて連絡等の作業補助を行う。
	・施工(既存の管理棟の改修含む)		○	
	・施工管理		○	
	・工事監理	○		建築士法に関係する工事監理は事業者が行う。
施設全体管理	・施設設置者としての施設管理	○		
	・工場棟の管理		○	
	・搬入ごみの受入判定		○	
	・計量		○	
	・料金徴収		○	料金徴収の対象は福井市からの直接搬入のみとする。

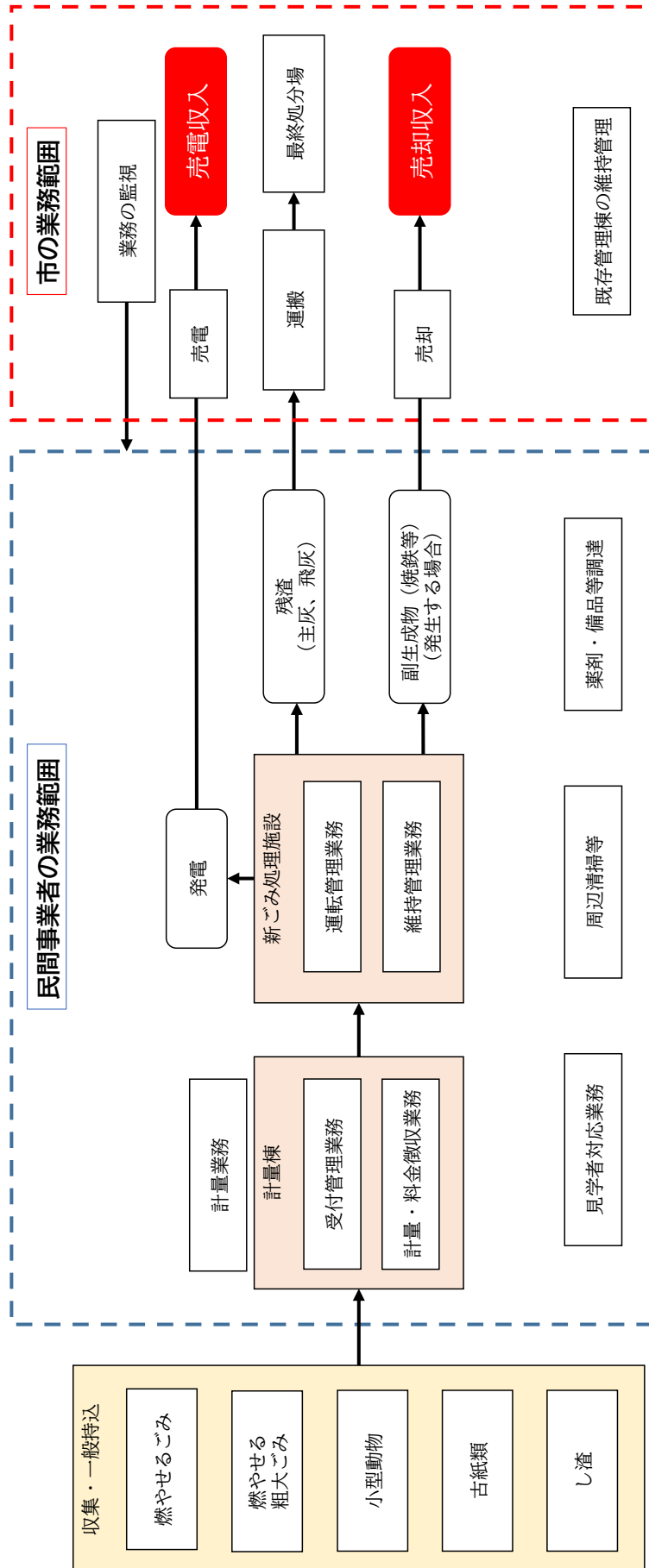
(○：主、▲：副)

業務区分	業務内容	本市	事業者	備考
運営管理	・ 運転管理計画作成		○	
	・ 運転管理及び作業		○	
	・ 搬入監理（不適物混入防止の監視）	▲	○	不適物を混入させた事業者に対する本市による指導を行う。
	・ 受入出物のごみ組成調査		○	
	・ 啓発機能：人数、配置の提案について（プログラムの開催回数等、又は目標来館者数を指定）		○	イベント・ワークショップ等を行う。
	・ 内装・展示製作、案内パネル、見学ルートの整備		○	
	・ 工場見学者（行政視察）対応	○	▲	受付は市。
	・ 工場見学者（一般見学者）対応		○	
調達	・ 物品・用役の調達・管理		○	
維持管理	・ 検査・点検・補修計画作成、実施		○	
	・ 精密機能検査実施	▲	○	本市の指示に従い、3年に一度の精密機能検査を実施する。
	・ 外構施設保全	▲	○	副は主の業務を監視する。
	・ 施設清掃		○	
	・ 既存の管理棟の維持管理	○	▲	電気・水道等は事業者が供給し費用は市が支払う。
改良	・ 施設改造、改良保全		○	
環境管理	・ 環境管理（排ガス、粉じん等）		○	
	・ 作業環境管理		○	
副生成物の運搬・処分	・ 副生成物の運搬	○		ただし、本施設からの引渡は民間事業者が行う。
	・ 副生成物の処分	○		
余熱利用	・ 売電及びそれに係る事務手続		○	
	・ 健康運動公園への温水の供給		○	
	・ 余熱利用設備の運営・維持管理		○	温浴設備等（設置する場合）。

(○：主、▲：副)

業務区分	業務内容	本市	事業者	備考
災害対応	・ 災害時見学者等対応	▲	○	主は災害時における見学者（来訪者含む）、運営事業者及び本市職員へ飲料水・食料等の提供等の対応を行う。
	・ 災害廃棄物処理対応	▲	○	主は災害廃棄物の受入及び処理を行う。
情報管理	・ 報告書作成と管理	▲	○	主は報告書の作成を行い、副による管理を受ける。
	・ 設計図書等施設情報の管理	▲	○	主は報告書の作成を行い、副による管理を受ける。
	・ 情報セキュリティ	▲	○	施設運営に関するデータ及び見学者等に関する個人情報の漏洩対策のための情報セキュリティソフトの購入・管理等。
その他	・ 施設警備		○	
	・ 住民対応	○	▲	主は本事業実施に対する住民意見への対応を行い、副は提案内容実施に対する住民意見の対応を行う。

実施方針添付資料-5 事業範囲（イメージ図）



実施方針添付資料-6 リスク分担（案）

本事業のリスク分担については、次のとおりを想定している。詳細は入札説明書等と同時に公表する事業契約書（案）において示す。

	リスクの種類	No.	リスクの内容	本市	事業者
全期間共通	募集資料リスク	(1)	事業者募集資料の誤り又は変更によるもの	○	
	契約締結リスク	(2)	本市の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの	○	
		(3)	事業者の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの		○
	法令変更リスク	(4)	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○	
		(5)	上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの		○
	政治リスク	(6)	政策方針の変更による事業若しくは操業の中止又は費用の増大に関するもの	○	
	許認可リスク	(7)	本市が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの	○	
		(8)	事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
	交付金リスク	(9)	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない等による計画遅延、費用の増大等に関するもの		○
		(10)	その他の事由により予定していた交付金額が交付されない等による計画遅延、費用の増大等に関するもの	○	
	応募リスク	(11)	応募コストに関するもの		○
	議会リスク	(12)	本事業の実施に関する議会不承認	○	
	周辺住民対応リスク	(13)	本市が事業者に対して提示する条件に関する周辺住民等の反対運動、訴訟若しくは要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの	○	
		(14)	事業者の提案内容に関する周辺住民等の反対運動、訴訟又は要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの		○
		(15)	事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の対応に関するもの		○
	第三者賠償リスク	(16)	事業者が実施する業務に起因して発生する事故等、施設の劣化などの維持管理の不備による事故等に関するもの		○
		(17)	上記以外のもの	○	
	環境保全リスク	(18)	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音及び振動等の周辺環境の悪化又は法令等の規制基準の不適合に関するもの		○
	用地リスク	(19)	地中障害物、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵に関するもの	○	
	資金調達リスク	(20)	事業者において本事業実施に際して必要とする資金の調達に関するもの		○
		(21)	本市において本事業実施に際して必要とする資金の調達に関するもの	○	

	リスクの種類	No.	リスクの内容	本市	事業者
全期間共通	金利変動リスク	(22)	金利変動に伴う事業者における資金調達費用の増大に関するもの		○
		(23)	金利変動に伴う本市における初期投資に係る資金調達費用の増大に関するもの	○	
	物価変動リスク	(24)	設計・建設・運営期間中の物価変動（インフレ、デフレ）に伴う事業者の経費の増減に関するもの		○
		(25)	設計・建設・運営期間中、一定範囲を超える急激な物価変動（インフレ、デフレ）に伴う事業者の経費の増減に関するもの	○	
	不可抗力リスク	(26)	天災・暴動等不可抗力によるもののうちの増加費用	○	
	債務不履行リスク	(27)	事業者の事業放棄、事業破綻に関するもの又は事業者の業務内容が契約に規定した条件を満足しない場合等に関するもの		○
		(28)	本市の債務不履行、支払遅延等に関するもの	○	
事故発生リスク	(29)	設計・建設・管理運営業務における事故の発生に関するもの		○	
設計段階	測量・調査リスク	(30)	本市が実施した測量、調査の不備に伴う計画・仕様変更による費用の増大に関するもの	○	
		(31)	事業者が実施した測量、調査の不備に伴う計画・仕様変更による費用の増大に関するもの		○
	設計変更リスク	(32)	本市の指示・提示条件の不備・変更による設計変更による費用の増大に関するもの	○	
		(33)	事業者の提案内容の不備・変更による設計変更による費用の増大に関するもの		○
	計画変更リスク	(34)	本市の事由による計画変更、遅延に関するもの	○	
	建設着工遅延リスク	(35)	本市の事由による建設工事の着工遅延に関するもの（造成工事含む）	○	
		(36)	事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○
	工事費増加リスク	(37)	本市の提示条件の不備又は指示による工事工程や工事方法の変更若しくは工事費の増大に関するもの	○	
(38)		事業者の事由による工事費の増大に関するもの		○	
建設段階	工事遅延リスク	(39)	着工後の本市の指示等、本市の事由による工事の遅延に関するもの	○	
		(40)	事業者の事由による工事の遅延に関するもの		○
		(41)	用地造成工事遅延による本施設工事遅延に関するもの	○	
	工事費増加リスク	(42)	本市の指示による工事費の増大に関するもの	○	
		(43)	事業者の事由による工事費の増大に関するもの		○
	一般的損害	(44)	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害に関するもの		○
試運転・性能試験リスク	(45)	試運転・性能試験（事業者実施）に要する廃棄物の供給等に関するもの	○		
	(46)	試運転・性能試験（事業者実施）の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの		○	

	リスクの種類	No.	リスクの内容	本市	事業者
運営段階	運営開始遅延リスク	(47)	本市の指示、提示条件の不備・変更に関するもの	○	
		(48)	上記以外の要因に関するもの		○
	ごみ量変動リスク	(49)	施設許容量以内のごみの受け入れに関するもの		○
		(50)	施設許容量から著しく変動した場合の処理に関するもの	○	
	ごみ質変動リスク	(51)	想定ごみ質の範囲内のごみ質変動に関するもの		○
		(52)	想定ごみ質から著しく変動した場合の処理に関するもの	○	
	要求水準不適合リスク	(53)	契約で規定した要求性能の不適合によるもの（設計・建設の瑕疵によるものを含む）		○
	不適物処理リスク	(54)	搬入される不適物の処理に関するもの	○	
	施設設備損傷リスク	(55)	施設設計・施工に関するもの		○
		(56)	施設・設備の老朽化、劣化に関するもの		○
		(57)	運営不備に関するもの		○
		(58)	収集車に関するもの	○	
		(59)	警備不備等による第三者の行為に関するもの（想定できない第三者の行為に関するものは除く）		○
		(60)	事故・火災等に関するもの		○
(61)		搬入する処理対象物に関するもの（事業者の善良なる管理者の注意義務をもっても排除できない場合）	○		
	(62)	搬入する処理対象物に関するもの（事業者の善良なる管理者の注意義務違反の場合）		○	
焼却灰等処分地確保リスク	(63)	発生する焼却灰等の資源化を含めた最終処分等の処理先に関するもの	○		
施設契約不適合リスク	(64)	事業期間中における施設契約不適合に関するもの		○	